

○美濃加茂市後援等又は賞状の交付に関する要綱

平成16年3月1日

訓令甲第3号

(趣旨)

第1条 この要綱は、美濃加茂市（以下「市」という。）以外のものが実施する講演会、講習会、発表会、展示会、普及啓発運動その他の行事（以下「行事」という。）に関し、市が後援、共催、若しくは協賛（以下「後援等」という。）又は賞状の交付をすることについて必要な事項を定めるものとする。

(後援等の区分)

第2条 市が行う後援等は、次の区分による。

- (1) 後援 市が行事の趣旨に賛同し、援助を行う意思を表示するもの
- (2) 共催 市が主催者の一員として行事を遂行する意思を表示するもの
- (3) 協賛 市が行事に賛意を表するもの

(承認対象)

第3条 市長が承認する後援等又は賞状の交付は、次の各号のいずれかのものが主催する行事に関するものに限る。

- (1) 国及び地方公共団体
- (2) 報道機関、経済関係団体、福祉関係団体、教育関係団体その他公共的団体
- (3) 前各号に定めるもののほか、市長が適当と認める団体又は個人

2 市長は、前項各号のものが行う行事の内容が、次の各号のいずれにも該当すると認めるものについて、後援等又は賞状の交付の承認をすることができる。

- (1) 公共性を有するもの
- (2) 市の行政運営上有意義なもの
- (3) 営利を目的としないもの
- (4) 特定の政党その他の政治団体又は特定の宗教のための活動でないもの
- (5) 特定の思想を浸透させる目的を有しないもの
- (6) 参加者に対して過重の負担を負わせないもの
- (7) 行事の開催について、安全対策その他必要な措置が講じられているもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、行政の運営に支障をきたさないもの

(申請)

第4条 後援等又は賞状の交付の承認を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、行事開始の14日前までに、後援等承認申請書（様式第1号）に行事の概要を示す資料を添付し、市長に提出しなければならない。

2 申請者は、市長の承認を受ける前に、申請に関する行事について、美濃加茂市又は美濃加茂市長の字句をパンフレット、ポスター、チラシその他の行事の啓発物に用いてはならない。

(承認)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、後援等又は賞状の交付の承認の可否を決定しなければならない。

2 市長は、前項の承認の可否について適当と認めたときは、後援等承認通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の承認の可否について適当でないと認めたときは、その理由を付し、後援等不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。
（変更の届出）

第6条 後援等又は賞状の交付の承認の決定を受けたもの（以下「承認決定者」という。）は、当該承認を受けた事項を変更しようとするときは、速やかに、承認事項変更届出書（様式第4号）を市長に届け出なければならない。ただし、市長が軽微な変更と特に認めるときは、この限りでない。

（承認の取消し）

第7条 市長は、承認決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該承認の決定を取り消すことができる。

（1）偽りその他の不正な手段による申請であることが明らかとなったとき。

（2）前条に規定する変更の届出をしないとき。

（3）前2号に掲げるもののほか、不適当な行為があったと認められるとき。

2 市長は、前項の規定により後援等又は賞状の交付の承認の決定を取り消したときは、その理由を付し、後援等承認取消通知書（様式第5号）により承認決定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による後援等又は賞状の交付の承認の決定を取り消したことにより生じた損害の責任を負わないものとする。

（実施報告等）

第8条 承認決定者は、承認を受けた行事の終了後30日以内に行事实施報告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 承認決定者は、入場料、参加料、負担金その他の料金を徴収した行事については、前項の行事实施報告書とともに収支決算書を市長に提出しなければならない。

3 承認決定者は、賞状の交付の承認を受けた行事については、第1項の行事实施報告書とともに賞の内容及び受賞者名を市長に報告しなければならない。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、後援等又は賞状の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成16年3月1日から施行する。

（美濃加茂市事務決裁規程の一部改正）

2 美濃加茂市事務決裁規程（平成12年美濃加茂市訓令甲第49号）の一部を次

のように改正する。

別表第1 共通専決事務 1 庶務に関する事項の項中「

(13) 各種団体の共催、後援、協賛等の決定		○			総務部長及び行 財政課長
------------------------	--	---	--	--	-----------------

」を「

(13) 各種団体の後援、共催、協賛の決定	企画部長及び秘 書課長				
重要なもの					
定期的なもの					

」に改め、同表 共通専決事務 3 財務に関する事項の項第7号中「請求及び
歳入に係る」を「請求書及び」に改める。

附 則（令和5年6月20日訓令甲第33号）

（施行期日）

1 この訓令は、令和5年6月20日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際、現に残存するものは所用の改正を加え、なお使用すること
ができる。

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

美濃加茂市長 （氏 名） 宛

申請者 所在地又は住所
団 体 名
代表者名又は氏名
電 話

後 援 等 承 認 申 請 書

次の行事について、美濃加茂市の後援等を受けたいので、申請します。

申 請 事 項	後援 共催 協賛 賞状の交付		
行 事 名			
行事の目的及び 内 容			
主 催 者	所在地 名 称		
開 催 期 間	年 月 日～ 年 月 日		
開 催 場 所			
参加予定人数	人	入 場 料 等	有（ 円）・無
表 彰 日	年 月 日	表 彰 場 所	
表 彰 の 内 容			
他に後援等を 申請する団体等			
広 報 の 方 法	パンフレット ポスター チラシ その他（ ）		
連 絡 責 任 者	住所 氏名 電話		

備考

- 1 実施要項、募集要項その他事業の内容が分かるものを添付してください。
- 2 入場料、参加料等を徴収する場合は、収支予算書を添付してください。

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

美濃加茂市長 印

後 援 等 承 認 通 知 書

年 月 日付けで申請のあった後援等又は賞状の交付について、承認することを決定しましたので、美濃加茂市後援等又は賞状の交付に関する要綱第5条第2項の規定により通知します。

承認内容	
承認年月日	年 月 日
行事名	
主催者	所在地 名称
開催期間	年 月 日～ 年 月 日
開催場所	
表彰日	年 月 日
表彰場所	
表彰の内容	
承認の条件	

備考 行事終了後、30日以内に行事実施報告書（様式第6号）を提出してください。

様式第3号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

美濃加茂市長 印

後援等不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった後援等又は賞状の交付について審査した結果承認できませんので、美濃加茂市後援等又は賞状の交付に関する要綱等5条第3項の規定により通知します。

申請内容	
行事名	
主催者	所在地 名称
開催期間	年 月 日～ 年 月 日
開催場所	
表彰日	年 月 日
表彰場所	
表彰の内容	
承認しない理由	

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

美濃加茂市長 （氏 名） 宛

申請者 所在地又は住所
団 体 名
代表者名又は氏名
電 話

承認事項変更届出書

年 月 日付け 第 号で承認を受けた後援等又は賞状の交付
について、次のとおり承認事項を変更したいので、美濃加茂市後援等又は賞状の交付に
関する要綱第6条の規定により届け出ます。

行 事 名		
変 更 事 項	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 理 由		
連 絡 責 任 者		住所 氏名 電話

様式第5号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

美濃加茂市長 印

後援等承認取消通知書

年 月 日付け 第 号で承認した次の後援等又は賞状の交付について、美濃加茂市後援等又は賞状の交付に関する要綱第7条第1項各号に規定する承認の取消事由に該当すると認められるので、同条第2項の規定により通知します。

承認内容	
承認年月日	年 月 日
行事名	
主催者	所在地 名称
取消しの理由	

様式第6号（第8条関係）

年 月 日

美濃加茂市長 （氏 名） 宛

申請者 所在地又は住所
団 体 名
代表者名又は氏名
電 話

行 事 実 施 報 告 書

年 月 日付け 第 号で承認を受けた後援等又は賞状の交付
について、美濃加茂市後援等又は賞状の交付に関する要綱第8条の規定により、次のと
おり報告します。

行 事 名			
主 催 者	所在地 名 称		
開 催 期 間	年 月 日～ 年 月 日		
開 催 場 所		参 加 人 数	人
表 彰 場 所		表 彰 日	年 月 日
行事实施状況、 結果、反響等			
賞の内容及び 受 賞 者 名			

備考 入場料等を徴収した事業については、収支決算書を提出してください。

様式第 1 号 (第 4 条関係)

様式第 2 号 (第 5 条関係)

様式第 3 号 (第 5 条関係)

様式第 4 号 (第 6 条関係)

様式第 5 号 (第 7 条関係)

様式第 6 号 (第 8 条関係)